

## 融資保証金詐欺の犯罪事例

### 【ケース1】 チラシをFAXで送ってきた消費者金融に申込みをしたら・・・

(年齢不明 男性) 融資保証料名目で50万円を送金

会社を営んでいる男性が、FAXでチラシを送ってきた消費者金融業者に融資申込みをした。後日、消費者金融業者から、「50万円まで融資出来ます。」との連絡とともに「融資を実行するには融資額の10%の保証料が必要。」と言われ、男性は友人から借金するなどして、指定された口座に50万円を送金した。

これで融資が受けられると思っていたが、また、消費者金融業者から、「信用状況の確認のために50万円を一時的に振り込んでください。これは融資実行の際と一緒に返還されます。」と電話がかかってきた。

男性は追加の50万円を用意することができなかつたので、融資を受けることを諦めて、保証金を返してくれるように依頼したが、「後日返金する。」と言ったまま、結局返金はされず、業者とも連絡が取れなくなつた。

### 【ケース2】 「郵便局OBが運営」を謳い文句に・・・

(年齢不明 被害者多数) 手数料名目で最初は数万円から

「郵便局OBが運営」を謳い文句に融資を持ちかけ、希望額を融資する意思がないにもかかわらず、手数料名目でお金を騙し取る詐欺が発生した。

手口は主に全国の集合住宅に「郵便局を退職した老人たちで運営」、「100万円まで、ある時払いの催促なし」などと記載された名刺大のチラシを投函して勧誘し、連絡先の携帯電話にかけると入会申込書が届くというもの。申込書の返送先は私書箱になっており、返金先は北海道の女性名義の口座などだった。

その後、担当者から、「取引実績を重ねないと融資限度額が上がらない。初回の限度額は3万円。手数料などを引いた2万円を振り込むので、3万円を返済して欲しい。」等と説明され、2回目以降から徐々に限度額が上がっていき、希望額を借りたい客が返済を繰り返すうちに、「返済能力に疑問がある。」と一方的に通告され、その後は融資を受けられなくなり、担当者とも連絡が取れず、手数料も戻ってこなかった。

その後の捜査で、その業者は貸金業の登録がないうえ、実際は郵便局OBもおらず、被害者は全国に約7,500人、被害総額は約2億2,000万円に上る非常に大規模な被害となった。